

第5回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会 議事録

- (2) 付帯決議（案）

第5回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会（議事録）

崎原賃金室長

定刻前ではございますが、始めさせていただきます。

これより「令和7年度沖縄地方労働審議会 第5回沖縄県縫製業最低工賃専門部会」を開催いたします。

皆様、本日もお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、各委員の出席状況でございますが、公益代表委員が3名、家内労働者代表委員が2名、委託者代表委員が3名、計8名となっております。

労働者側委員の田中委員につきましては、所用のため欠席でございます。

結果、本専門部会は地方労働審議会令第8条第1項の定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告いたします。

また本日の傍聴希望者はございません。

それでは、これからの議事の進行を、上江洲部会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

上江洲部会長

上江洲でございます。

本日は第5回目の専門部会となっております。

本日が結審、答申の予定でスケジュールを組んでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、家内労働者側委員は、石川委員、お願いいたします。委託者側委員は、小浜委員、お願いいたします。

（両委員、了解）

上江洲部会長

では、本日の議事次第1は「最低工賃改正案の調整について」となっております。

前回の専門部会で、改正案の提示と調整を行いまして、工賃表の金額については最賃の上昇率を根拠とした引き上げ額にすることについて労使の意見は一致したところです。

そして、委託者側の案を元にして、品目の追加、削除、工程の表現等について審議していただき、それを踏まえて事務局で整理していただきました。

この点について、事務局から説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

資料として工賃表の改正案と付帯決議案をお配りしております。

前回の第4回専門部会において、工賃表についてご審議いただきました結果を踏まえて、事務局の方で工賃表を整理し、先週、委員の皆様へ確認依頼のメールをお送りしたところです。

事務局で修正した単位や「銭」の表記の削除等について特にご意見はございませんでした。

一点申し上げますと、工賃表裏面の青字⑩について、工程の表現は当初「裾、袖（丸縫いではない）」としておりましたが、それを「縫製（裾、袖）」としてよろしいかどうかについても皆様にお伺いしておりました。こちらについても特にご意見はございませんでしたが、再度ご確認いただきたいと思います。

また、付帯決議については使側提案の内容に対して異議はなかったところです。

以上です。

上江洲部会長

ありがとうございます。

それでは、事前に確認いただいていると思いますが、事務局において整理していただいた工賃表案、付帯決議案を改めて確認し、何かご意見ありましたらお願いします。

（特になし）

上江洲部会長

この工賃表案について、案取りの状態ですと右の番号も削除される形になります。
この形でよろしいでしょうか。

（了承）

上江洲部会長

ありがとうございます。

では、これより事務局から報告書案を配布させていただきます。

（事務局、報告書案を配付）

上江洲部会長

報告書案について事務局から読み上げをお願いいたします。

崎原賃金室長

報告書案を読み上げます。

沖縄県縫製業最低工賃の改正決定に関する報告書

本専門部会は、令和7年3月14日、沖縄地方労働審議会において付託された沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について、本日まで慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり改正することが適当との結論に達したので、別紙2の審議経過のとおり報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

また、今回の最低工賃の引上げが大幅になったことを踏まえ、関連する事項に係る国等への要望について、別添のとおり付帯決議したことを併せて報告する。

委員の名前については省略いたします。

審議経過の方をご覧ください。

かいつまんでご説明いたします。

令和7年6月5日に第1回専門部会を開催いたしまして、部会長及び部会長代理の選出、専門部会の設置、運営規程について、運営規程第10条の適用について、審議日程について、家内労働実態調査要綱及び調査票についてご審議いただきました。

第2回は12月4日に開催いたしまして、家内労働実態調査結果報告について、関係者からの意見聴取等について、実地視察について、運営規程第10条第2項の適用に係る報告をいたしました。

第3回の専門部会では、2事業場への実地視察を1月20日、21日に行いました。

2月3日には第4回専門部会を開催いたしまして、実地視察の結果報告、工賃改定案の提示と改正案の審議を行っていただきました。

本日の第5回専門部会では改正案の審議、決議、そして、ただいま部会報告書案を読み上げております。

この後、答申と異議申出の公示、官報公示、発効スケジュールについて事務局からご説明いたします。

最後、別添の要望事項を報告書に記載して沖縄地方労働審議会会長あて提出することで合意としています。

別添として、付帯決議が2点ございます。

1点目が今回の沖縄県縫製業最低工賃の大幅引上げの原資を事業者が確保できる環境整備のため、原材料費等の高騰や委託費の上昇分を適切に価格転嫁できる取り組みの更なる強化を図ること。

2点目がかりゆしウェアなどの沖縄県産品の売上拡大を図り、沖縄県縫製業の持続的発展を図るため、縫製技術の継承と技能向上などの人材の育成・確保策を始めとする各種支援策の充実を図ること。

以上になります。

上江洲部会長

ありがとうございます。

ただいまの報告書案は、沖縄地方労働審議会の宮城会長あての報告書となります。

この内容でよろしいでしょうか。

冒頭のまた書きの部分もこれでよろしいでしょうか。

(了承)

上江洲部会長

ありがとうございます。

これで報告書を確定させていただきたいと思います。

次に答申文案を配布させていただいて、その内容のご確認をお願いしたいと思います。

名前等の確認もお願いいたします。

(事務局、答申文案を配付)

上江洲部会長

よろしいでしょうか。

(田端委員、挙手)

田端委員

小浜委員の役職が事務局長となっていますが、実際には専務理事です。

先ほどの報告書も同様です。

上江洲部会長

他に間違いはございませんか。

(特になし)

崎原賃金室長

失礼いたしました。それでは差し替えを行いますので、今しばらくお待ちください。

(事務局、報告書案及び答申文案を差し替え)

上江洲部会長

これで間違いないでしょうか。

(意見なし)

上江洲部会長

それでは、沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程第8条、そして沖縄地方労働審議会運営規程第8条第1項及び第10条第2項により、当専門部会の意見を沖縄地方労働審議会会長（本審会長）あて報告すること、そして、専門部会での結論を沖縄地方労働審議会（本審）の意見とすることとしております。

この点については、以前にもご審議いただいたことだと思います。

本専門部会の結果については、本審会長あて報告し、そして、これから沖縄労働局長へ答申をさせていただきます。

事務局、ご準備をお願いいたします。

(局長は部会長席後方へ移動)

(事務局、答申文写しを配付)

上江洲部会長

それでは答申文を読み上げさせていただきます。

沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年3月14日付け沖労発基0314第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

また、今回の最低工賃の引上げが大幅になったことを踏まえ、関連する事項に係る国等への要望について、別添のとおり付帯決議する。

委員のお名前は省略させていただきます。

(別紙) 沖縄県縫製業最低工賃

1 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくは小物類等製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃

次の表に掲げる品目、業務及び工程の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

4 効力発生日

法定どおり

(別添)

- 1 今回の沖縄県縫製業最低工賃の大幅引上げの原資を事業者が確保できる環境整備のため、原材料費等の高騰や委託費の上昇分を適切に価格転嫁できる取り組みの更なる強化を図ること。
- 2 かりゆしウェアなどの沖縄県産品の売上拡大を図り、沖縄県縫製業の持続的発展を図るため、縫製技術の継承と技能向上などの人材の育成・確保策を始めとする各種支援策の充実を図ること。

(部会長が局長へ答申文を手交)

(各自、自席へ戻る)

上江洲部会長

ただいま、答申が終了いたしました。

ありがとうございます。

ここで柴田労働局長から一言、ご挨拶をお願いいたします。

柴田労働局長

ただいま、沖縄県縫製業最低工賃改正決定につきまして、上江洲部会長より答申をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

昨年3月14日に沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について諮問をさせていただきました。

委員の皆様方におかれましては多忙な年末年始の時期を含めたスケジュールの中で審議や事業場の実地視察など、丁寧に御議論をいただいたところでございます。

そして、本日、沖縄県縫製業最低工賃の改正決定の答申をいただきましたことに対しまして深く御礼を申し上げます。

また、今回、別添として付帯決議をいただきました。この付帯決議につきましては、国や地方公共団体などの関係機関とも協力しながら、真摯に対応させていただきたいと思っております。

労働局におきましては、実効あるものとなるようしっかりと周知に努めて参る所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも労働行政につきまして御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、御礼の御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

上江洲部会長

柴田労働局長、ありがとうございました。

続きまして、議事次第2の「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局、資料を配布)

崎原賃金室長

今、皆様にお配りしております資料（発効スケジュール、発効予定日一覧表）をご覧くださいと思います。

1枚目が発効までのスケジュールとなっております、右側に日付を記載しております。本日付けで答申をいただきましたので、本日から公示を行いまして、異議申出の締め切りは2月25日となります。異議申出がありました場合は、2月26日9時30分から異議審を開催する予定でございます。

異議申出の有無につきましては、皆様にメールにてご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、官報公示予定日が最短で3月19日となりまして、法定発効予定日は最短で4月18日となります。

今、申し上げた日はあくまでも最短となりますので確定ではございません。

また、年度末・年度初めの期間の官報公示は、公示の件数がとても多くなるため、手続きの所要日数が延びることもあり得るということです、この点、ご了承くださいと思います。

それと、官報掲載の際には、厚生労働省において公示文の内容確認を行います、場合によっては形式上の軽微な修正の可能性もあるということです、この点についても併せてご了承くださいと思います。

また、本日の結果につきましては、事務局から沖縄地方労働審議会会長あてに報告し、さらに沖縄労働局ホームページへの掲載も行う予定です。

事務局からは以上です。

上江洲部会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から発効スケジュールや異議申出があった場合の異議審開催の日程、そして官報掲載の件について説明がございました。これらについて、ご質問等はございますか。

(特になし)

上江洲部会長

それでは、異議申出の状況については、25日に事務局から連絡が行くということですのでよろしくお願いいたします。

これで全体の審議は終わりますが、最後に本日の専門部会の内容等について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(特になし)

上江洲部会長

では、これもちまして、「令和7年度沖縄県縫製業最低工賃専門部会」を閉会させていただきます。

皆様、大変お疲れ様でした。